

【南あわじ市】

子ども・子育て 支援事業計画

【第2期】

令和2年度～令和6年度



概要版

令和2年3月 南あわじ市

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加に伴う保育ニーズの増大など、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

南あわじ市では「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27(2015)年3月に「地域で育む子どもの笑顔あふれるまち・南あわじ」を基本理念とした「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んでいます。

こうした中、平成28(2016)年4月に子ども・子育て支援法が改正され、仕事・子育て両立支援事業の創設や待機児童解消等の取り組みの支援等が追加され、令和元(2019)年10月からは「幼児教育無償化制度」が実施されることとなりました。

上記の動向及び現行計画の進捗状況、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や利用希望を含めた潜在的なニーズを把握した「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画【第2期】」を策定し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとします。

2 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成27(2015)年4月からすべての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

本市の市政運営の柱となる第2次南あわじ市総合計画を上位計画とし、総合的な地域福祉の方策を示す地域福祉計画のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図りながら策定しました。

また、引き続き、次世代育成支援行動計画の内容の一部を本計画に引き継ぎ、「次世代育成対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

3 計画期間

本計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を対象とします。

なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて検討し、見直します。

4 計画の基本理念等

基本理念

子育ての喜びが見えるまち・南あわじ

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が一層変化し、子どもの健全な育成に大きな影響を与えており、子どもが健やかに成長できるよう地域で支え合うことの重要性が高まっています。

子どもの健やかな育ちを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるとともに、社会全体で取り組むべき課題です。そのため、結婚・妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援に取り組むとともに、障がいのあるなしに関わらず、地域の子どもたちが笑顔で成長していけるよう、また、子どもたちの生きる力を育めるよう、必要な教育・保育の支援を継続的に実施していきます。

また、子育て中の保護者の悩みや不安を軽減し、愛情あふれる子育てができるよう、地域とともに子どもを育てる環境を醸成するとともに、豊かな地域資源を最大限に活かした産業づくりを進めることにより、「子育ての喜びが見えるまち」を構築していきます。子ども達で賑わい、子ども達の笑顔が絶えないまちづくりをめざすと同時に、経済的負担の軽減にも配慮した施策の推進を図っていきます。

5 計画の基本目標

基本理念を実現するため、次の8つを基本目標に設定し、総合的な施策を展開します。

基本目標 1 すべての子どもの健やかな成長を育むまちづくり

子どもがいきいきと健やかに育つため、保護者の就労状況や家庭の状況等に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

基本目標 2 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

安心してゆとりをもって子育てをするためには、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を支援することや、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をし、子育ての不安を軽減することが必要です。そのため、安心して子どもを預けられる環境づくりをめざして、子育て情報の提供と相談体制など、子育て家庭の支援に取り組みます。

基本目標 3 地域で子どもの成長を育むまちづくり

地域全体で子育てを支えるため、地域とともに子どもを育てる環境をつくる必要があります。地域全体が若者のチャレンジや子育てをサポートし、彼らの成長・活躍を楽しみながら見守る地域社会「子育ての喜びが見えるまち」が構築できるよう、身近な地域においてすべての子どもや子育てを見守り、支えあうための仕組みづくりに取り組むことで、子ども達で賑わい、子ども達の笑顔が絶えないまちづくりをめざします。

基本目標 4 ワーク・ライフ・バランスの推進

女性の就労の増加や就労希望の増加、それに伴う保育サービスのニーズの増加・多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支援するために、保育及び地域サービスの向上に努めます。また、男女がともに家庭責任を果たしながら仕事をし、自分らしく生きることができる環境となるよう啓発や支援に努めます。

基本目標 5 母子及び乳幼児等の健康の確保

誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、また子どもが健やかに育つことができるよう、妊娠・出産期から乳幼児期を中心とした母子保健や食事、思春期保健、小児医療などライフステージごとの健康推進に取り組みます。

基本目標 6 生きる力を育む教育の推進

次代の主人公である子どもたちがのびのびと育っていけるよう、家庭教育、幼児期の教育・保育、学校教育などの教育・保育環境の整備に努めます。また、幼児期と児童期における教育の円滑な接続ができるよう、小学校と幼稚園・保育所・認定こども園等との連携をより一層充実していきます。

学ぶ楽しさを子どもたちに感じてもらうため、遊びの中に学習・体験・スポーツなどのプログラムを取り入れたアフタースクール事業等様々な事業を通じて、子どもたちの積極性や自立性・豊かな人間性・社会性・想像力・コミュニケーション力を育ていけるよう、地域や家庭と学校が連携して取り組んでいきます。

以上のような取り組みを通じ、地域とともに子どもを育てる環境づくりや子どもの社会力、人間力を高め、「学ぶ楽しさ日本一」を実現できる地域をめざします。

基本目標 7 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子ども連れが安心して暮らせるよう、安全に遊べる施設や公園を整備するとともに、道路環境や公共施設においてもあらゆる人が利用しやすいよう設備の充実に努めます。また、子どもを犯罪や交通事故また災害等の被害から守る安全教育・防災教育等の取り組みを、関係機関や地域・学校と連携して推進します。

基本目標 8 要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進

一人ひとりの子どもの人権が尊重される環境づくりを推進するため、児童虐待の予防、早期発見・早期対応に努めるとともに、ひとり親家庭の生活安定や自立を図るための支援、障がいのある子どもの自立や社会参加を図るための支援体制の充実に努めます。



6

施策の体系

《基本理念》

子育ての喜びが見えるまち・南あわじ



《基本目標》

基本目標 1

すべての子どもの健やかな成長を育むまちづくり

基本目標 2

安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

基本目標 3

地域で子どもの成長を育むまちづくり

基本目標 4

ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標 5

母子及び乳幼児等の健康の確保

基本目標 6

生きる力を育む教育の推進

基本目標 7

子育てを支援する生活環境の整備

基本目標 8

要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進

《基本施策》

(1) 教育・保育の充実

(2) 多様な保育サービスの充実

(1) 情報提供・相談体制の充実

(2) 母と子の健康の支援

(1) 地域での子育て支援の充実

(1) 子育て家庭への理解の促進

(2) 子育ての男女共同参画の推進

(1) 子どもや母親の健康の確保の推進

(2) 思春期保健対策の充実

(3) 小児医療の充実

(1) 豊かな心を育む教育の推進

(2) 児童の健全育成の推進

(1) 遊び環境の整備

(2) 子ども等の安全の確保

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

(3) ひとり親家庭への支援

(4) 特別な支援を要する児童生徒への早期対応

(5) 貧困対策

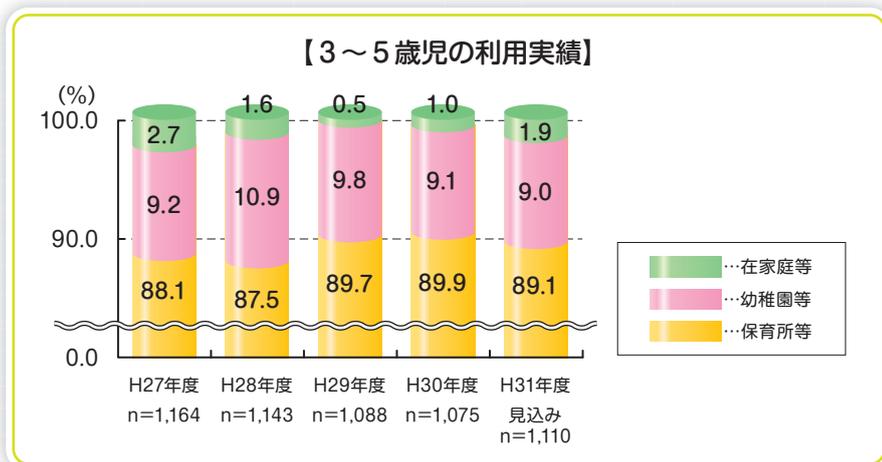
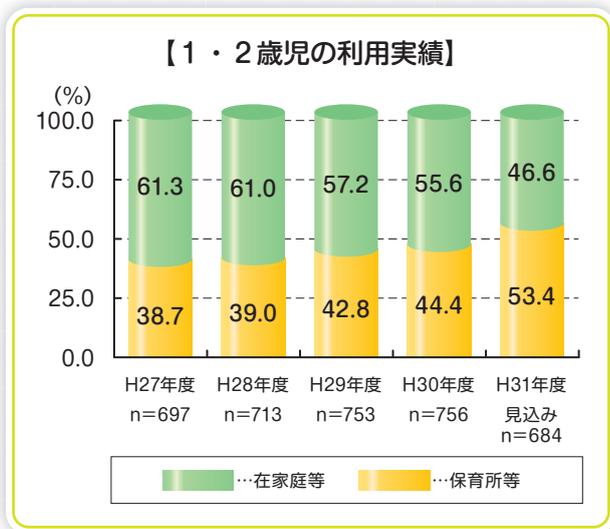
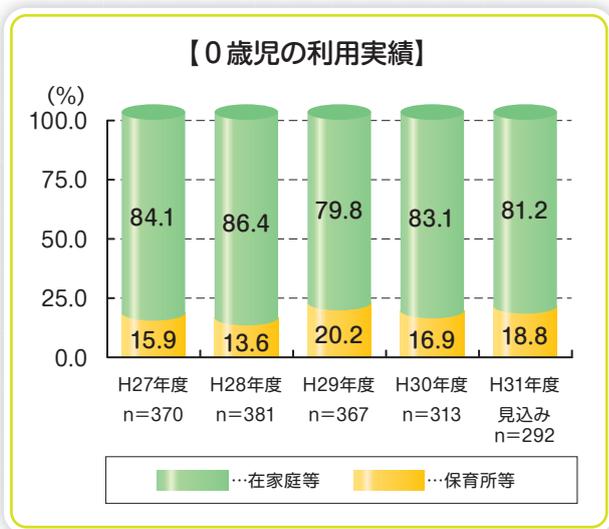
7 教育・保育の一体的提供の推進に関する考え方

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期です。本市では、子どもの健全な心身の発達と、入所する子どもの最善の利益を考慮しつつ家庭との緊密な連携のもと、子どもの発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に提供する教育・保育環境のさらなる充実を図っていきます。

平成26(2014)年5月に「南あわじ市保育所のあり方検討委員会」が提言した保育所の施設整備、保育サービスの向上、施設運営の効率化の三本柱の実現をさらに加速させるとともに、幼児教育の充実を重要課題と位置付け、保育士等の資質向上にも積極的に取り組んでいきます。

令和元(2019)年10月より幼児教育・保育の無償化がスタートし、保育所、幼稚園、認定こども園への教育・保育サービスのニーズや期待は、今後さらに大きくなっていきます。本市では無償化を先行実施している経緯もあり、3～5歳児童全員の教育・保育事業の利用が見込まれています。一方で、今後は対象となる児童数の減少が予測されることから、既存施設の老朽化対策を進めながら、施設の有効利用と適正規模での運営が図れるよう、計画的な施設整備の在り方を検討しつつ、教育・保育環境の充実化に取り組んでいきます。

こうした考えのもと、教育・保育の一体的な提供をより充実させるため、現在ある公立幼稚園の認定こども園への移行を検討し、市内のすべての子どもたちが利用できる教育・保育の提供体制の確保に努めていきます。さらに、教育・保育サービスの効率的な提供と質の向上を図るため、優良な保育サービスを提供しようとする民間事業者による運営(民営移管)についても、検討していきます。



8

子ども・子育て支援のニーズ量見込みと今後の取り組み

教育・保育事業

単位:人

教育施設	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	124	118	107	100	96
1号認定	72	69	62	58	56
2号認定(教育)	52	49	45	42	40
②確保方策	124	118	107	100	96
特定教育・保育施設	59	69	62	58	56
新制度に移行しない幼稚園	13	13	13	12	11
幼稚園の預かり保育	52	36	32	30	29
②-①	0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

現状において、提供体制を確保できており、令和2(2020)年4月1日から「市保育所」については、「市こども園」へ移行します。よって、既存の幼稚園4園、認定こども園5園の9か所での提供体制を確保します。

単位:人

保育施設	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,394	1,329	1,236	1,155	1,110
2号認定(保育)	1,016	963	880	817	785
3号認定(0歳)	62	57	55	53	51
3号認定(1・2歳)	316	309	301	285	274
②確保方策	1,394	1,329	1,236	1,155	1,110
特定教育・保育施設	1,362	1,298	1,205	1,127	1,086
地域型保育事業	32	31	31	28	24
②-①	0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

現状において、提供体制を確保できており、令和2(2020)年4月1日から「市保育所」については、「市こども園」へ移行します。よって、既存の保育所、認定こども園等の17か所での提供体制を確保します。

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分

- 1号認定：満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）
- 2号認定（教育）：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とするが、幼稚園を利用する子ども）
- 2号認定（保育）：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- 3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

地域子ども・子育て支援事業

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	今後の取り組み
(1) 利用者支援事業							
量の見込み	か所	3	3	3	3	3	・子育て支援コンシェルジュを配置し、子育て支援の情報提供や相談・助言等を実施
確保方策	か所	3	3	3	3	3	
(2) 延長保育事業							
量の見込み	人	108	103	96	89	86	・保護者の就労形態の多様化などに対応するため、提供体制の確保
確保方策	人	108	103	96	89	86	
(3) 放課後児童健全育成事業							
量の見込み(合計)	人	327	330	339	343	320	<ul style="list-style-type: none"> 各施設面積や人員配置等の基準を踏まえながら弾力的に運用し、受入れ体制を整備 放課後子供教室との一体型事業（アフタースクール事業）の実施に向けた安心安全な環境づくりと体験プログラムの充実
小学1年生	人	131	145	150	143	122	
小学2年生	人	99	96	105	109	104	
小学3年生	人	78	69	66	73	75	
小学4年生	人	15	16	14	14	15	
小学5年生	人	3	3	3	3	3	
小学6年生	人	1	1	1	1	1	
確保方策	人	327	330	339	343	320	
(4) 子育て短期支援事業							
量の見込み	人日	24	24	23	23	22	・受入れ可能施設の拡大や、既存施設との連携強化
確保方策	人日	24	24	23	23	22	
(5) 乳児家庭全戸訪問事業							
量の見込み	人	262	253	242	233	224	・妊娠期から子育て期までの母子保健や子育てに関する相談・助言等の支援
確保方策	人	262	253	242	233	224	
(6) 養育支援訪問事業							
量の見込み	人	9	9	9	9	9	・養育支援の必要な家庭への訪問や保育施設等を巡回し、助言及び指導等を実施
確保方策	人	9	9	9	9	9	
(7) 地域子育て支援拠点事業							
量の見込み	人日	10,501	10,203	9,682	9,334	8,987	・地域のなかに子育て家庭のサポートができる体制の仕組みづくりに取り組む
確保方策	人日	10,501	10,203	9,682	9,334	8,987	
(8) 一時預かり事業							
量の見込み(合計)	人日	20,954	15,776	13,982	12,876	11,976	<ul style="list-style-type: none"> 【幼稚園等における一時預かり】 ・多様化する保護者のニーズに対応した提供体制の確保 【保育所等における一時預かり】 ・様々な理由に対応した一時的な保育の支援充実
幼稚園等一時預かり	人日	19,413	14,305	12,601	11,580	10,729	
保育所等一時預かり	人日	1,541	1,471	1,381	1,296	1,247	
確保方策	人日	20,954	15,776	13,982	12,876	11,976	
(9) 病児・病後児保育事業							
量の見込み	人日	297	286	270	256	246	・病気回復期など集団生活が困難な時期に、病後児対応の提供体制の確保
確保方策	人日	297	286	270	256	246	
(10) ファミリー・サポート・センター事業							
量の見込み(合計)	人日	95	91	86	81	78	<ul style="list-style-type: none"> 子育て学習・支援センター内にファミリー・サポート・センターを設置し、提供体制を確保 事業としてのPRを強化し、会員の増員を図る
就学前児童	人日	81	77	72	68	65	
就学児童	人日	14	14	14	13	13	
確保方策	人日	95	91	86	81	78	
(11) 妊婦健康診査							
量の見込み	人	410	394	378	364	350	・妊娠期の母子保健や子育てに関する相談・助言等の支援
確保方策	人	410	394	378	364	350	

9 計画の推進

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場でともに協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

地域での取り組み(役割)と市全域での取り組み(役割)が互いに補完し、それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により子ども・子育て支援施策にかかる取り組みを効果的に推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

10 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。

計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページ、ゆめるんネットを活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

11 計画の評価・検証

本計画に基づく施策の実施状況や施策に係る費用の使途実績等について点検、評価します。計画における量の見込みと大きく乖離する場合には、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて計画内容を見直します。

点検や評価、計画の見直しについては、南あわじ市子ども・子育て会議に報告して検証し、計画に反映します。

また、進捗状況については市のホームページ等で市民に公表します。

南あわじ市子ども・子育て支援事業計画【第2期】

発行日 令和2(2020)年3月

編集・発行 兵庫県 南あわじ市 市民福祉部 子育てゆめるん課

〒656-0492兵庫県南あわじ市市善光寺22-1

TEL 0799-43-5219

